

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
7月5日
(金曜日)

目 次

○告示

育種母樹林の指定（森林整備課）……………一

道路の区域の変更（道路整備課）……………二

道路の供用の開始（道路整備課）……………二

道路の位置の指定（建築指導課）……………二

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正（会計課）……………三

○公告

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………三

種畜証明書の交付（畜産振興課）……………一五

公共測量の実施の終了（監理課）……………一五

○人委公告

令和元年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施……………一五

令和元年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施……………一八

令和元年度山口県警察官（男性）採用(B)試験の実施……………二〇

令和元年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施……………二三

令和元年度山口県警察官（女性）採用(B)試験の実施……………二五



山口県告示第八十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により、育種母樹林

を次のとおり指定する。

令和元年七月五日

山口県知事

村岡 嗣政

指定番号 指定年月日 指定採取源の種別 樹種 所在場所
 山口育一 一 令和元、七、五 育種母樹林 すぎ 萩市大字吉部上字大河内九四八の四

山口県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和元年七月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 山口福栄須佐線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字福井上字鶴ヶ谷台三三八六地先から同市同大字阿せ地一一二九九の三 地先まで 萩市大字福井上字鶴ヶ谷台三三八六地先から同市同大字阿せ地一一二九九の三 地先まで	旧	最狭 四・六 最広 五八・二	二、〇二六・五	
	新	最狭 九・八 最広 二一・九	一八一・四	
萩市大字福井上字鶴ヶ谷台三三六四の一地先から同市同大字阿せ地一一二九九の三 地先まで	新	最狭 四・六 最広 一〇〇六・六	一八五七・〇 及び一〇〇六・六	ダブルウェイ

道路の種類 県道
 路線名 安岡港長府線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

本数 (本) (面) (ヘクタール) 積 所有者等の氏名又は名称及び住所
 六〇四 〇・二三 山口県

先 下関市大字勝谷字永休一八五の一地

新	旧
最狭 二〇・三 最広 二二・四	最狭 二一・〇 最広 二二・六
四六・〇	四六・〇

山口県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和元年七月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
安岡港長府線	下関市大字勝谷字永休一八五の一地先	令和元年七月六日

山口県告示第八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定年月日

下松市瑞穂町三丁目六三七の二二、六三七の一四及び六三七の一二地先 四・〇(六・〇) 五二・九(令和元、二五)

山口県告示第八十九号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社ゆうちょ銀行の項中「東京都千代田区霞が関一丁目三番二号」を「東京都千代田区丸の内二丁目七番二号」に改め、同表山口大島農業協同組合の項中「山口大島農業協同組合」を「山口県農業協同組合」に、「大島郡周防大島町大字久賀四七二三」を「山口市小郡下郷二二三九」に改め、同表岩国市農業協同組合の項からあぶらんど萩農業協同組合の項までを削る。



(四九) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十四年四月二十七日から平成三十年二月二十八日まで	萩市地籍図	大字椿東の一部
〃	平成二十七年四月十六日から平成二十九年三月十四日まで	〃	大井の一部
〃	平成二十八年四月一日から平成三十年二月二十八日まで	〃	大字椿東の一部

二 認証年月日

令和元年七月五日

(五〇) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。当該届出は、令和元年七月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 エステール株式会社	東京都新宿区住吉町八番一二号 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三三号

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十三年六月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五の一 井出 武美

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社リュウセイ	変 更 後
--------------------------------------	-------------	-----------	-------------

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 五 変更年月日
 平成二十四年二月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五の一 井出 武美
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社オーハマ	変 更 後
--------------------------------------	-------------	---------------------------------------	-------------

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 五 変更年月日
 平成二十四年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 五 変更年月日
 平成二十四年三月三十一日

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社ベベ	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	神戸市中央区港島中町六丁目八番二号	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	小東 政章	—

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五の一 井出 武美
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社ジュエルセブン	変 更 後
--------------------------------------	-------------	-------------	-------------

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 五 変更年月日
 平成二十四年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	キンパレー株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	岩坪 謙吉

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社朝日商会	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十四年七月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ハニーズホールディングス
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	江尻 義久

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十四年十月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社朝日商会	—

五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	西日本医療サービス株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	山陽小野田市大字西高泊一三
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	吉永 英人

- 四 届出年月日
令和元年五月八日
- 五 変更年月日
平成二十四年十一月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社 住 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 所 代表者の氏名 井出 武美
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
西村 正子	—	—

- 四 届出年月日
令和元年五月八日
- 五 変更年月日
平成二十五年一月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社 住 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 所 代表者の氏名 井出 武美

変更に係る事項の概要	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メルシー	—

- 四 届出年月日
令和元年五月八日
- 五 変更年月日
平成二十五年四月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社 住 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 所 代表者の氏名 井出 武美
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社瓦工事ミヤケ	—	—

- 四 届出年月日
令和元年五月八日
- 五 変更年月日
平成二十六年二月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社 住 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 所 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	フランスベッド販売株式会社	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ミツル	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年三月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マナ・テイ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	株式会社未来屋書店
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	松田 裕史

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年三月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社スローフード瞳丸	—
	株式会社音光	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年三月三十一日

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社さくらい	変 更 後
--------------------------------------	-------------	----------	-------------

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社ロベリア	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	東京都江東区塩浜二丁目四番二〇号	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	藤田 智弘	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年五月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	有限会社まつばら	—
—	—	松原 哲朗	—
—	—	吉原 雅雄	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十七年六月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	エステール株式会社	—
—	—	丸山 朝	—
—	—	丸山 雅史	—

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十八年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成三十年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ブルーメイト	島山 祥三	吉川 一之

- 四 届出年月日
 令和元年五月八日
- 五 変更年月日
 平成三十年五月十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目三八

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

河合 映治

- 四 届出年月日
 令和元年五月八日
- 五 変更年月日
 平成三十年六月二十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社わたなべ	山口市中市町一番一八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	金原 史直	

- 四 届出年月日
 令和元年五月八日
- 五 変更年月日
 平成三十年九月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 エステール株式会社	変更後 エステールホールディングス株式会社
--------------------------------------	------------------	--------------------------

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成三十年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 井出 武美

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 吉末 博志 石川 正男 有限会社済生堂薬局 吉末 典弘 有限会社花のみやはら	変更後 吉末 典弘 有限会社花のみやはら 株式会社ハヤシ時報堂 スナップス販売株式会社 株式会社シューズセンター
--------------------------------------	---	---

有限会社朝日化学

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成三十一年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 井出 武美

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	変更前 岡崎 双一	変更後 井出 武美
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名の氏名又は名称	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社化粧品 のよしすえ	株式会社化粧品 のよしすえ
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	防府市中央町一 番三号	防府市中央町一 番三号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	吉末 房子	吉末 房子

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成三十一年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 届出年月日
令和元年五月八日
変更年月日
平成三十一年三月五日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の二
代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
ほうえい堂販売株式会社	周南市政所二丁目二番一号	木場 誉仁	変更	変更前	変更後

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の二
代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社ヨネザワ	株式会社ジーフット	株式会社ヨネザワ	変更	変更前	変更後

一 届出年月日
令和元年五月八日
変更年月日
平成三十一年四月十九日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨネザワ
住所 株式会社ヨネザワ
代表者の氏名 堀江 泰文

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	変更	変更前	変更後

一 届出年月日
令和元年六月五日
変更年月日
平成三十年六月一日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号
代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社ナフコ	株式会社ナフコ	株式会社ナフコ	変更	変更前	変更後

一 届出年月日
令和元年六月五日
変更年月日
平成三十年六月一日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨネザワ
住所 株式会社ヨネザワ
代表者の氏名 米澤 房朝

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	変更	変更前	変更後

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ナフコ 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗にお いて小売業者の氏名 又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	深 町 勝 義	〃	石 田 卓 巳
〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
令和元年六月五日

五 変更年月日
平成三十年六月一日

(五二) 種畜証明書の交付
 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。
 令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一三三〇四 三三〇四	関照重 (全和一八子山黒三三四〇四四黒毛和種)		平成一二、 八	山口県	山口県農林総合技 術センター	美祢市伊佐町河原	

(五二) 公共測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和元年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域
下松市大字末武下及び大字西豊井
- 三 作業の期間
平成三十年九月十日から平成三十一年三月二十九日まで



公 告

令和元年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

令和元年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。
 令和元年七月五日
 山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	二人程度	知事部局(主として農林水産部及び土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林水産事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
電気	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	十六人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 平成十年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいづれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験(土木、林業及び電気の試験職種に限る。)

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

令和元年九月二十九日(日曜日)

- (1) 事務、警察事務及び小・中学校事務
試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで
土木、林業及び電気
試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで
専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

下関市 下関市立大学
山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 作文試験及び適性検査
日時 令和元年十月十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和元年十月二十一日(月曜日)から同年十一月一日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点
専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 六〇点

五 口述試験等 一四〇点
合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年十月八日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年七月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、

封筒の表に「高校卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年七月五日(金曜日)から同年八月二十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限り、

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和元年七月五日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工

林業	森林経営 森林科学 測量 林産物利用
電気	数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子計測制御 電子技術 電子回路 通信技術 電子情報技術

公 告

令和元年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施
 令和元年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。
 令和元年七月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一般	十二人程度
武道指導	一人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受 験 資 格
一般	昭和六十一年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和六十一年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限ります。 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道優勝大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの
武道指導	1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道優勝大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和元年九月二十二日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論（武道指導にあつては、個別面接）による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験（武道指導に限る。）

武道指導として必要な武道（柔道又は剣道）の技術及び技能を有するかどうか

かについて実技試験を行います。

(4) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。
聴力 正常であること。

(5) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
握力 左右の平均が四一キログラム以上
上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上
関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和元年十月二十六日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 令和元年十月二十八日(月曜日)又は同月二十九日(火曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験及び実技試験

日時 令和元年十月二十九日(火曜日)から同年十二月一日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

五 配点
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

教養試験 五〇点
第二次試験

論文試験 四〇点
口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点
体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年十月四日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所へ配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年七月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一
号(郵便番号七五三〇一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、
封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼つ
た宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十
四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を
明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、
必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し
ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ
い。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年七月五日(金曜日)から同年八月二十三日(金曜日)まで(日曜日及び
土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限り
ます。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和元年七月五日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(金曜日)午後五時
まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合
わせてください。

公 告

令和元年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

令和元年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和元年七月五日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十三人程度
東京都 大阪府	四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十一年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和 二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認める ものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍 している者を除く。)

東京都	昭和五十九年九月二十四日から平成十四年四月一日までに生まれた者（大学等の卒業 者又は大学等に在籍している者を除く。）
大阪府	昭和六十一年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者（大学等の卒業者又 は大学等に在籍している者を除く。）

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和元年九月二十二日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

1 方法及び内容

- (1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和元年十月二十六日（土曜日）

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 令和元年十月二十八日（月曜日）、同月二十九日（火曜日）、同年十一月二日（土曜日）又は同月三日（日曜日）のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 令和元年十一月四日（月曜日）から同年十二月一日（日曜日）まで

の間で山口県人事委員会が指定する日
場 所 山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和元年十月四日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、令和元年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和元年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、東京都及び大阪府の合格者については、令和二年二月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年七月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

四 受付の期間及び時間

令和元年七月五日（金曜日）から同年八月二十三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限ります。

五 インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和元年七月五日（金曜日）午前九時から同年八月十六日（金曜日）午後五時

まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三―〇一〇）に問い合わせてください。

公 告

令和元年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施

令和元年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。

令和元年七月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十一年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和元年九月二十二日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和元年十月二十六日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 令和元年十月二十八日(月曜日)又は同月二十九日(火曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 令和元年十月二十九日(火曜日)から同年十二月一日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年十月四日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年七月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一
号(郵便番号七五三〇一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、
封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼つ
た宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十
四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を
明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、
必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し
ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ
い。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年七月五日(金曜日)から同年八月二十三日(金曜日)まで(日曜日及び
土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和元年七月五日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(金曜日)午後五時
まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合
わせてください。

公 告

令和元年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

令和元年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和元年七月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
十二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十一年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた女性が受験できま
す。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県
人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」と
いう。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

四 其他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和元年九月二十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和元年十月二十六日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 令和元年十月二十八日(月曜日)、同月二十九日(火曜日)、同年

十一月二日(土曜日)又は同月三日(日曜日)のいずれかで、山口県

人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 令和元年十一月四日(月曜日)から同年十二月一日(日曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年十月四日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じ支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年七月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼つ

た宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年七月五日(金曜日)から同年八月二十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和元年七月五日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。

令和元年七月五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁